

地域主体の権利擁護ネットワーク形成に向けて

～権利擁護相談事例集・資料編～

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

かながわ権利擁護相談センター あしすと

地域主体の権利擁護ネットワーク形成に向けて～権利擁護相談事例集～

資料編・目次

1	かながわ権利擁護相談センターあしすと	… 1
	■ 権利擁護相談事業	
	■ かながわ成年後見推進センター	
	■ 福祉サービス苦情解決事業（かながわ福祉サービス運営適正化委員会）	
2	日常生活自立支援事業	… 5
3	成年後見制度	… 7
4	債務整理	… 9
5	法律相談（横浜弁護士会・法テラス神奈川）	… 11
6	消費生活センター	… 12
7	福祉オンブズパーソン	… 13
8	高齢者・障害者の権利擁護に関わる資料一覧	… 14
9	関係法令等	
	■ 高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	… 15
	■ 老人福祉法（やむを得ない事由による措置等について）	
	■ 成年後見制度にかかる市町村長申立及び「成年後見制度利用支援事業」について	

この資料編は権利擁護相談事例集に掲載する事例で活用された社会資源に関する情報を中心に掲載しています。事例集とあわせてご活用ください。

かながわ権利擁護相談センターあしすと

かながわ権利擁護相談センターは、判断能力が十分でない、あるいは判断はできても身体障害等のために十分に権利行使をできない障害者や高齢者の自己決定を最大限に尊重することを基本に、権利擁護相談事業、福祉サービス苦情解決事業を実施し、障害のある方や高齢の方が地域で安心して日常生活を送ることができることを目的として設置されている機関です。

■権利擁護相談事業

市町村域の相談機関等で対応する困難事例についての相談事業を実施するとともに、特に障害者に関わる成年後見制度の利用を支援するため、当事者家族（親族後見人）等への相談事業を実施しています。

まずは職員が相談に応じます。相談内容をお聞きして専門相談におつなぎします。

専門相談の内容	利用できる方	相談概要
弁護士相談 <ul style="list-style-type: none"> 電話予約、来所相談 原則第1・3火曜日 13:40～16:15(1回45分) 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある方 高齢の方（概ね65歳以上） 家族、後見人・代理人等 高齢の方、障害のある方に関する権利擁護に関わる地域相談機関 	横浜弁護士会に所属する弁護士が相談に応じます。
弁護士・アドバイザースタッフ派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> 電話予約、派遣相談 要請に応じて都度調整 	高齢の方、障害のある方に関する権利擁護に関わる地域相談機関等 <ul style="list-style-type: none"> 市町村行政 地域包括支援センター 障害者相談支援事業者など 	地域の相談支援機関が実施するケース会議や事例検討会等に弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門家を派遣します。

※相談事業のほかにも、あしすとでは定期的に弁護士等の専門家を招くなど、地域相談機関の困難事例等の支援を行っています。

(相談受付) 月～金曜日 午前9時から午後5時まで (祝日年末年始は休み)

電話 045-312-4818 ファクス 045-322-3559

Eメール assist@knsyk.jp

■かながわ成年後見推進センター

障害のある方や高齢の方々への成年後見制度の利用を支援します。

成年後見についてのご質問、ご相談については、お話をよくお伺いした上で、回答・助言をし、必要に応じて法的助言（弁護士）を行います。

専門相談の内容	利用できる方	相談概要
成年後見制度相談 ○電話相談（随時） ・ 月～金曜日 ○来所相談（予約制） ・ 毎週月・水曜日 10:00～11:45 13:40～16:15（1回45分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 成年後見制度相談専用電話 045-312-5788 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある方 ・ 高齢の方（概ね65歳以上） ・ 家族 ・ 後見人・代理人等 ・ 地域包括支援センター、障害者相談支援事業者など権利擁護に関わる地域相談機関 	①成年後見制度一般相談 ②成年後見制度の説明・情報提供 ③申立手続きの説明・書き方等の支援 ④親族による法定後見人の方に対する相談・助言 ⑤弁護士による法的助言の提供
出張説明会・相談会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話予約、出張相談 ・ 要請に応じて都度調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の家族会や当事者の会 ・ 相談支援期間 ・ 障害者施設の家族・職員研修会等 	成年後見制度の利用を支援する立場から、県内の各地域に出向いて説明会や相談会を行います。

※相談事業のほかにも、身近な地域での成年後見制度の充実の支援に向けて、

- ・ 後見に取り組む市町村社協等の支援
- ・ 法人後見受任団体の連絡会、後見担当者養成研修の開催
- ・ 成年後見制度の利用実態、法人後見実施状況についての情報収集等を行います。

（相談受付）月～金曜日 午前9時から午後5時まで（祝日年末年始は休み）

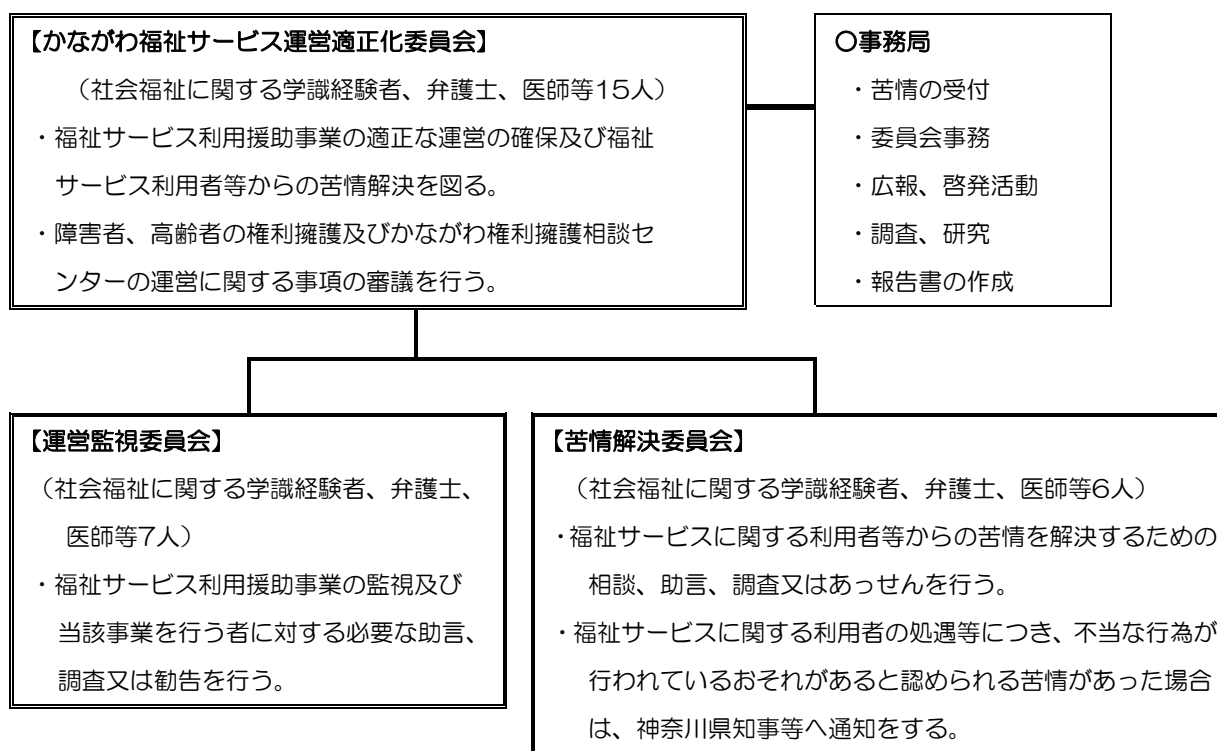
成年後見相談専用電話 045-312-5788

ファクス 045-322-3559 Eメール assist@knsyk.jp

■福祉サービス苦情解決事業（かながわ福祉サービス運営適正化委員会）

福祉サービスに関する苦情解決事業は、社会福祉法第83条に基づき、神奈川県社会福祉協議会に置かれている「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」が実施します。この委員会は第三者性を担保し中立的な立場から、福祉サービスに関する利用者等からの苦情相談を受付、解決を図ります。

<組織>



<対象とする苦情>

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業に基づいて提供されるサービス

○福祉サービスに係わる処遇の内容に関する苦情

○福祉サービスの利用契約の締結、履行、解除に関する苦情

※介護保健サービスの苦情は、市区町村介護保健担当窓口や「神奈川県国民健康保健団体連合会（Tel0570-022110）」でも対応しています。

<苦情の申出人となる方>

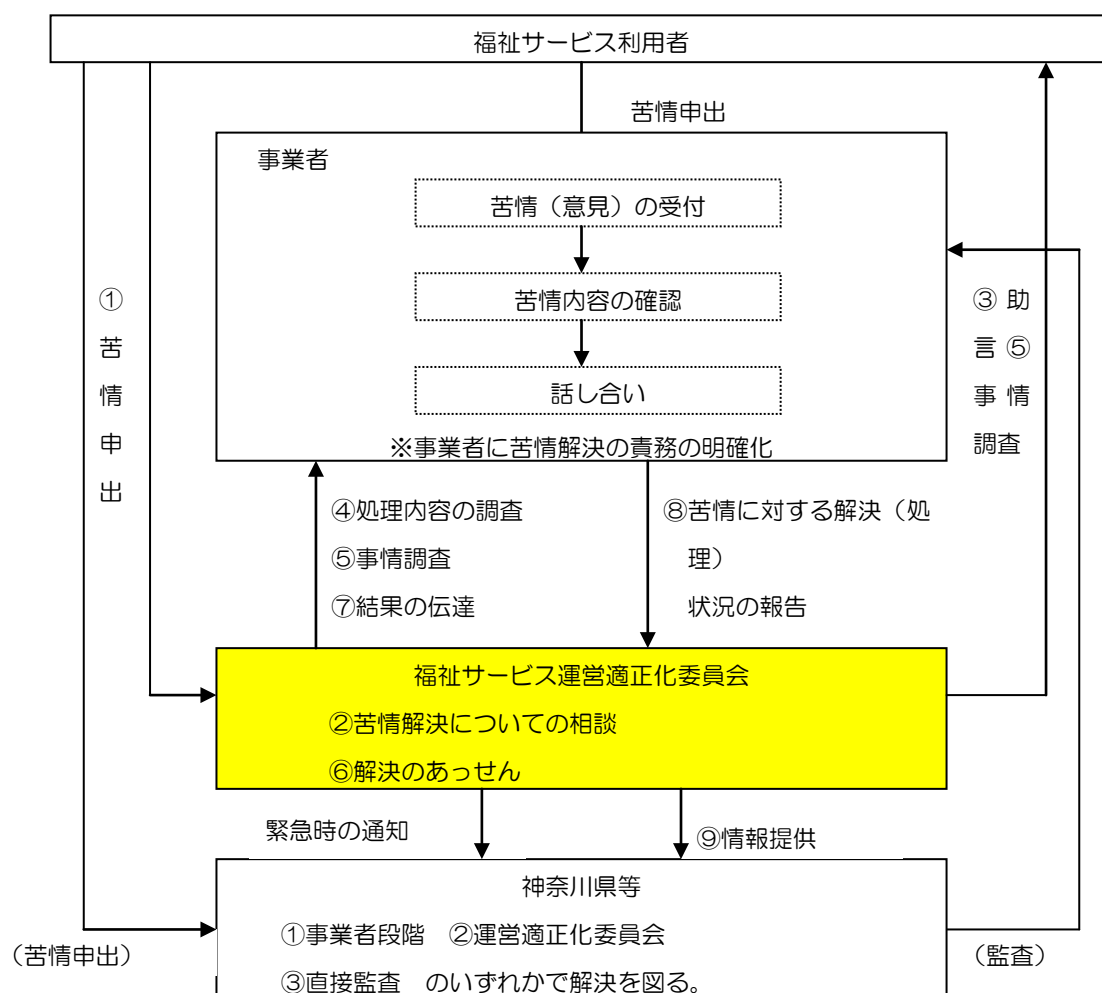
○福祉サービス利用者本人、その家族、代理人等

○民生委員・児童委員、当該事業所の職員、当該福祉サービスの提供に関する状況を具体的かつ的確に把握している方

＜苦情の解決方法＞

- 苦情の受付：事務局で苦情内容をお聞きし、申出人の希望等を確認します。
- 解決方法の検討：福祉サービスに関する苦情は苦情解決委員会で、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業※）の苦情は運営監視委員会で解決方法を検討します。
- 苦情の解決：助言することにより解決を図ります。
 苦情に関する具体的な背景や事業者・申出者双方の状況を調査します。
 事業者と申出者双方に話し合いを推奨します。
 事業者と相談者双方にあっせん案の提示をします。

【苦情解決業務の流れ】



（相談受付）月～金曜日 午前9時から午後5時まで（祝日年末年始は休み）

相談電話 045-317-2200 ファクス 045-322-3559

Eメール tekisei@knsyk.jp

日常生活自立支援事業

(福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス)

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではない人や身体に障害がある方など、地域で自立し、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、預貯金通帳や各種証書等の重要書類を預かり保管するなどの支援を行います。

なお、このサービスは利用者本人と社会福祉協議会との契約により実施しています。

<サービスの内容>

○福祉サービス利用援助

- ・福祉サービスの情報提供及び利用の手続き
- ・福祉サービスの苦情解決制度を利用する手続きなど

○日常的金銭管理サービス

- ・預貯金の払い戻し、公共料金等の支払いなど

○書類等預かりサービス

- ・預貯金通帳、年金証書などの預かり

<利用対象者>

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方

- 福祉サービスを利用したいがどうすればいいかわからない方
- 福祉サービスの利用手続きや支払い手続きができない方
- 計画的にお金を使いたいけれどいつも迷ってしまう方
- 最近物忘れが多くて大切な書類などをきちんとしまったかいつも心配な方

※相談は無料です。

※サービスを利用する際は料金がかかります。(所得により免除、減額される場合があります)

お住まいの市区町村の社会福祉協議会にご相談・お問い合わせください。

【相談からサービス提供までの流れ】

成年後見制度

成年後見制度は、認知症高齢者の方、知的障害や精神障害のある方が安心して生活できるように保護し、支援する制度です。判断能力が不十分なため、契約の締結等の法律行為における意思決定が困難な方々について、その不十分な判断能力を補い、本人が損害を受けないようにして、権利を護るのが成年後見制度です。

この成年後見制度は、前出の「日常生活自立支援事業」と密接に関係しています。成年後見制度は家庭裁判所が選任した成年後見人あるいは任意後見人が本人に変わって財産管理などの法律行為を行います。日常生活自立支援事業では、利用者本人等と社会福祉協議会が契約をし、福祉サービスの利用支援とそれに付随した日常的な金銭管理を行う、という違いがあります。

<法定後見制度と任意後見制度> ※法務省民事局発行「成年後見制度 成年後見登記」より抜粋

■法定後見制度

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状況	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など 市町村長	(注1)	(注1)
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為 (注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)(注1)(注2)(注4)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上 (注2)(注3)(注4)	同上 (注2)(注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左 (注1)

(注1)本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2)民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の証人・法規、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注3)家庭裁判所の審判により、民法13条1項の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

(注4)日用品購入など日常生活に関する行為は除かれます。

■任意後見制度

- 本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。
- そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意志にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

<身よりのない人への費用助成について>

■成年後見制度利用支援事業

制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難であること、親族からの協力が得られないため利用が進まないという事態に陥らないために、成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行う「成年後見制度利用支援事業」があります。

※首長申立や成年後見制度利用支援事業については、資料編9に関係通知を掲載しています。

<成年後見活動を行っている団体>

- 成年後見人、任意後見人等の受任
- 家庭裁判所への後見等申立にあたり書類の準備が必要な方に手続き上の助言や情報提供、任意後見に関する相談や情報提供。
- 成年後見制度等に関する講座、学習会、事例検討会への講師派遣
- 成年後見に関する市民向けセミナー 等

※団体によって活動内容が異なります。詳細については各団体にお問い合わせください。

■横浜弁護士会

※詳しくは、資料編5をご覧ください。

■社団法人神奈川県社会福祉士会 成年後見・権利擁護事業部「ばあとなあ神奈川」

<電話相談>

相談日：火・木・土曜日 午後2時から5時まで（祝日年末年始は休み）

電 話：045-314-5500

※面接相談も行っています。事前に電話にてお問い合わせください。

※相談料はかかりません

■社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部

<電話相談>

相談日：月曜日 午後3時から5時まで 水曜日 午前10時から12時まで

金曜日 午後3時から5時まで

電 話：045-663-9180

<無料面接相談（予約制）>

相談日：水曜日 午後3時から5時まで

電 話：045-640-4345

※事前にお電話にてお問い合わせください。相談料はかかりません。

■NPO法人神奈川成年後見サポートセンター

相談日：月～金曜日 午後1時から4時まで

電 話：045-222-8628

URL：<http://kanasapo.com/>

※相談料はかかりません。

債務整理

■債務整理の方法

自己破産 支払能力がないことを裁判所が認定し、みるべき資産があれば換価配当し、免責により債務支払の免除を受ける手続き

任意整理 債務金額の大幅な減額はせずに、当事者間の話し合いで、支払期間を延長するなどして負担を軽くし債務を支払う方法

個人再生 裁判所の認可を受けて債務金額を大幅に減額し、原則3年以内で債務を支払う方法
※ただし、定収入があって支払い余力がある等の要件が多く簡単には使えない。

★どの方法を使うかのポイント

- a. 財産や収入がどのくらいあるのか？ ※抵当権付の住宅、年金担保貸付に注意
- b. 負債は何社にどのくらい残っているのか？どのくらい返済を続けてきたか？
- c. 裁判所を利用できない事情はないか。

■特殊な債務支払い免除制度＝消滅時効

金融機関等商人からの借入は5年（商事消滅時効）、その他一般人・法人からの借入は10年（民事一般消滅時効）経過すれば債務が消滅する。

★消滅時効の効果が生じているかを見極めるには、時効の種類、時効期間の起算点、時効の中断など、様々な法的問題を吟味する必要がある。従って、時効の問題が生じそうな時は、必ず、弁護士等法律の専門家に相談をすること！

■自己破産

①自己破産の流れ

- a. 債務者への債権調査…どこにいくら残債があるか、過払金はないかの確定。
※弁護士等が代理人に就いた場合、債権者への受任通知により債務者への督促が停止する（裁判提起は除く）ので、債務者の生活の安定が期待される（他の手続の場合も同様）。
- b. 裁判所への申立…財産状況、経歴、身上関係、負債を負った原因等を申立書に記載。
※申立内容によって、簡易な手続で済む場合（同時廃止事件）と、20万円以上の予納金を裁判所に納め、管財人による管財業務が行われる場合（管財事件）に分かれる。
- c. 自己破産審尋→自己破産の決定
- d. 免責審尋→免責決定

②自己破産を選択するポイント例

資産、収入状況からみて客観的にどうしても支払いができず、負債額がおよそ70～100万円を超える場合。

③自己破産のメリット、デメリット

メリット…公租公課など例外を除き、債務の支払いが免除される。

デメリット… a. 破産決定時までに形成された資産は、原則換価が必要。

- b. 2度目の破産申立は非常に困難。

- c. 確実にブラックリストに載り、一定期間経済的信用がなくなる。
- d. 浪費等の法定の事情がある場合には、免責による債務免除が受けられない場合がある。

■任意整理

①任意整理の流れ

a. 債務者への債権調査

※他の手続同様、弁護士等が代理人に就くことが可能。

b. 債権者との当事者間での和解交渉

c. 和解契約締結と支払いの開始

※払いすぎた利息等が返還される「過払金請求」は、上記手続の過程で行われる。

②任意整理を選択するポイント例

支払い能力があり、自己破産や個人民事再生は使いたくない事情がある場合。

③任意整理のメリット、デメリット

メリット…経済的な信用の毀損度合いは最も少ない。

デメリット…支払期間を繰り延べたり、利息分の支払いを免除されたとしても、当初元本支払いの負担は残る（支払いが不能になれば、別の債務整理を行わなければならない）。

★相談支援機関職員に必要な債務整理の知識

1 基本的な方針「相談支援機関の職員は債務整理の中身に手を出さない！」

- 本人の状況によって債務整理の方法はケースバイケースです。なかには法律家でも処理に苦勞する事案があり、法律的な専門知識がない方が債務整理を直接支援することは大変危険です。
- しかし、「法律相談を紹介する」だけでは問題解決につながらないケースも多々みられることから、相談支援機関の職員には、本人と相談機関や専門家等とのコーディネート機能が求められます。

2 相談支援機関の職員に期待すること（法律家の立場から）

※まずは相談機関や専門家等に相談し、本人支援の方法について助言を受けてください。

（あしすとでは相談支援機関の職員からの相談も受け付けています）

①本人等からの聞き取り

- a. 収入、支出
- b. 負債金額（債権者数、負債金額、借入の時期、借入目的）
- c. 資産状況
- d. 親族等からの支援の可能性

②資料収集、資料作成の支援

- a. 収入、支出の資料
- b. 債権者一覧表の作成
- c. 不動産登記簿謄本、通帳の写し、証券の写し等資産関係資料の収集

③相談機関の紹介、同行

法律相談（横浜弁護士会・法テラス神奈川）

■横浜弁護士会 総合法律相談センター

- 「一般法律相談（有料）」「多重債務相談（無料）」等の法律相談を行っています。
- 特に、関内（本部）相談センターでは「高齢者・障害者の権利擁護相談（面談相談は有料、電話相談は無料）」として、高齢の方や障害のある方が抱えている財産管理、扶養の問題をはじめ、成年後見、虐待、医療福祉サービスに関わる相談に対応しています。

	住所	電話番号
関内（本部）法律相談センター	横浜市中区日本大通 9（横浜弁護士会館 1 階）	045-211-7700
横浜東口法律相談センター	横浜市西区高島 2-18-1（そごう横浜店 6 階）	045-451-9648
みなとみらい法律相談センター	横浜市西区みなとみらい 2-3-1（クイーンズタワー A14 階）神奈川大学みなとみらいエクステンションセンター KU ポートスクエア内	045-682-5500
川崎法律相談センター	川崎市川崎区駅前本町 7（川崎岡田屋モアーズ 4 階）	044-223-1149
相模原法律相談センター	相模原市中央区富士見 6-11-7（横浜弁護士会相模原支部会館）	042-776-5200
小田原法律相談センター	小田原市本町 1-4-7（朝日生命小田原ビル 2 階）	0465-24-0017
横須賀法律相談センター	横須賀市大滝町 1-21（ジュネス横須賀 2 階）	046-822-9688
鎌倉家庭の法律相談センター	鎌倉市小町 1-11-5（鎌倉婦人子供会館）	045-211-7700
海老名法律相談センター	海老名市上郷 485（海老名市商工会館 2 階）	046-236-5110

■法テラス神奈川

- 法的トラブルの紛争解決に役立つ情報や、法律サービスを提供する国、地方公共団体、各種相談機関、弁護士・司法書士等の各種士業団体の相談窓口情報を無料で提供します。
- 資力の乏しい方が法的トラブルにであったときに、無料法律相談を行い、必要な場合、法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士・司法書士の費用の立替を行う「民事法律扶助」を実施しています。

※「民事法律扶助」には要件があります。詳しくはお問い合わせください。

	住所	電話番号
法テラス神奈川	横浜市中区山下町 2 産業貿易センタービル 10 階	0503383-5360
法テラス川崎	川崎市川崎区駅前本町 11-1 パシフィックマークス川崎 10 階	0503383-5366
法テラス小田原	小田原市本町 1-4-7 朝日生命小田原ビル 5 階	0503383-5370

消費生活センター

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受付、公正な立場で処理にあたっています。

※お住まいの市町村の相談窓口をご利用ください。

相談窓口	住所	電話番号
横浜市消費生活総合センター	横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 4階	045-845-6666
川崎市消費者行政センター	川崎市川崎区砂子 1-10-2 ソシオ砂子ビル6階	044-200-3030
横須賀市消費生活センター	横須賀市本町 2-1 総合福祉会館内2階	046-821-1314
平塚市消費生活センター	平塚市八重咲町 3-3 JAビルかながわ内2階	0463-21-7530
鎌倉市消費生活センター	鎌倉市御成町 18-10 鎌倉市役所内	0467-24-0077
藤沢市消費生活センター	藤沢市朝日町 1-1 藤沢市役所内	0466-25-1111(代)
西さがみ連邦共和国消費生活センター	小田原市荻窪 300 小田原市役所内	0465-33-1777
茅ヶ崎市消費生活センター	茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 茅ヶ崎市役所内	0467-82-1111(代)
逗子市生活安全課	逗子市逗子 5-2-16 逗子市役所内	046-873-1111(代)
相模原市北消費生活センター	相模原市橋本 6-2-1 JR橋本駅北口 サティビル6階	042-775-1770
相模原市相模原消費生活センター	相模原市相模原 1-1-3 JR相模原駅 ビル4階	042-776-2511
相模原市南消費生活センター	相模原市相模大野 5-31-1 相模原市南合同庁舎3階	042-749-2175
三浦市協働推進課(消費生活相談)	三浦市城山町 1-1 三浦市役所内	046-882-1111(代)
秦野市消費生活センター	秦野市桜町 1-3-2 秦野市役所内	0463-82-5181
厚木市消費生活センター	厚木市栄町 1-16-15 厚木商工会議所会館内4階	046-294-5800
大和市消費生活センター	大和市下鶴間 1-1-1 大和市役所内	046-260-5120
伊勢原市消費生活センター	伊勢原市田中 348 伊勢原市役所内	0463-94-4711(代)
海老名市消費生活センター	海老名市勝瀬 175-1 海老名市役所内	046-292-1000
座間市消費生活センター	座間市緑ヶ丘 1-1-1 座間市役所内	046-252-8490
南足柄市消費生活センター	南足柄市関本 440 南足柄市役所内	0465-71-0163
綾瀬市消費生活センター	綾瀬市早川 550 綾瀬市役所内	0467-70-3335
葉山町住民サービス課	三浦郡葉山町堀内 2135 葉山町役場内	046-876-1111(代)
寒川町住民課	高座郡寒川町宮山 165 寒川町役場内	0467-74-1111(代)
愛川町住民課	愛甲郡愛川町角田 251-1 愛川町役場内	046-285-2111(代)
かながわ中央消費生活センター	横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター内6階	045-311-0999

※上記の他、各市区町村の市民相談室などで消費生活の相談を実施している場合があります。

福祉オンブズパーソン

オンブズパーソンは、19世紀の初頭にスウェーデンから始まった制度で、日本では1990年に東京都中野区で福祉サービス苦情処理委員として誕生したのが始まりといわれています。自治体で設置するものや、福祉施設が地域でネットワークを結んで設置するものなど、利用者の権利擁護をめざして活動しています。

【神奈川県内のオンブズパーソン活動】

通称・名称	事務局等	活動エリア	連絡先 tel・fax・e-mail・URL
Y ネット 特定非営利法人 福祉オンブズパーソン Yokohama-net	〒241-0014 横浜市中区常盤町 4-47 ニューイナスマビル 302 号	横浜市内	Tel 045-212-3240 Fax 045-212-2343
モニター委員会 横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター	〒231-8482 横浜市中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター9階	横浜市内	Tel 045-681-1211 Fax 045-680-1550 Email jimukyoku@yokohamashakyo.jp
オンブズパーソン活動を 支える市民組織 福祉ネットワークみやまえ	〒216-8799 川崎市宮前郵便局私書箱 第39号	川崎市 宮前区近辺	Tel 090-4069-0058 Fax 044-854-4448 Email fukusinetmiyamae@hotmail.com
横須賀・三浦地区 知的障害児・者施設 オンブズパーソン活動	〒239-0842 横須賀市長沢 4-13-1 神奈川県立三浦しらとり園 地域支援課	横須賀・ 三浦福祉圏域の 知的障害関係	Tel 046-848-5255 Fax 046-848-5258
S ネット 特定非営利活動法人 湘南ふくしネットワーク オンブズマン	〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 13-48 ワラシナビル5階	湘南東・ 三浦半島地区	Tel 0467-85-6660 Fax 0467-85-6660 Email info@npo-snet.com http://www.npo-snet.com
A ネット 特定非営利活動法人 あつぎ福祉ネットワーク	〒243-0035 厚木市愛甲 953-2 神奈川県 障害者自立生活支援センター内	厚木地区、 その他周辺エリア	Tel 046-247-0163 Fax 046-247-0163 Email a-net@y2.dion.ne.jp
e ネット 神奈川県県央東地区 オンブズパーソン ネットワーク	〒242-0024 大和市福田 74 福田の里	県央東地区 (大和市・座間市・ 海老名市・綾瀬市)	Tel 046-267-8425 Fax 046-267-8426 Email fukuyosi@helen.ocn.ne.jp http://www.kanagawa-id.org/fukuda/
Kーフレンズ かながわ身体障害 福祉ネットワーク	〒259-1302 秦野市菩提 1711-2 丹沢自律生活センター内	神奈川県内の 身体障害者施設	Tel 0463-75-5500 Fax 0463-75-5500 Email k-friends@jousei.or.jp http://www.k4.dion.ne.jp/~kfriends/
KW ネット 県西地区障害者施設 権利擁護ネットワーク	〒250-0024 小田原市根府川 389 ほうあん第一しおん	県西地区 (小田原市、南足柄 市等の知的障害 児・者施設)	Tel 0465-29-0146 Fax 0465-29-0705 Email d1sion@houan1900.jp
C ネット 地域福祉を考える会 オンブズパーソン部会	〒259-1142 伊勢原市田中 300-1-202	県央・県西地区 *活動休止中	Tel 0463-95-6665 Fax 0463-95-6665
ネットさがみはら 相模原福祉オンブズマン ネットワーク	〒229-0023 相模原市松が丘 1-23-1 障害者支援センター松が丘園内	相模原市内の 福祉施設・サービ ス利用者	Tel 042-758-2121 Fax 042-758-7070

高齢者・障害者の権利擁護に関わる資料一覧

<高齢者・障害者の虐待防止>

- 1 神奈川県高齢者虐待防止対応マニュアル <平成18年3月 神奈川県>
- 2 施設職員のための高齢者虐待防止の手引き <平成21年3月 神奈川県>
(<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kourei/gyakutai/index.html>)
- 3 障害者虐待防止の手引き(チェックリスト) [Ver. 1]
<平成21年3月 全社協 障害者の虐待防止に関する検討委員会>
(<http://www.shakyo.or.jp/research/O9check.html>)

<成年後見制度、日常生活自立支援事業>

- 1 後見(保佐・補助)開始の申立の手引き、書式及び付属書類 <横浜家庭裁判所>
※神奈川県内に住所地もしくは居住地がある方を対象とした資料です。
(<http://www.courts.go.jp/yokohama/saiban/tetuzuki/kasai.html>)
- 2 成年後見制度登記Q&A <法務省法務局>
(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/goannai_index_seinenkouken.html#seinenkouken)
- 3 任意後見契約 <日本公証人連合会>
(<http://www.koshonin.gr.jp/index2.html>)
- 4 精神障害者、知的障害者等の地域生活移行における地域の受け皿づくりに関する調査研究事業報告書 <平成20年3月 全社協>
(<http://www.shakyo.or.jp/research/O8ukezara.html>)

<消費生活>

- 1 見守り情報～消費被害から高齢者・障がい者、子どもを守る最新情報～
<国民生活センター>
(<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/index.html>)
- 2 高齢者・障害者を悪質商法の被害から守るために <平成18年度 全社協>
(http://www.shakyo.or.jp/research/O7vicious_fraud.html)

高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

第一章 総則(第一条—第五条)
 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等(第六条—第十九条)
 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等(第二十条—第二十五条)
 第四章 雑則(第二十六条—第二十八条)
 第五章 罰則(第二十九条・第三十条)
 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じ

おそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設、同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第百十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢

者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十五第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認めるときは、高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十五第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防

止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項

までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待

を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

老人福祉法

(1) やむを得ない事由による措置等について

第二章 福祉の措置

(支援体制の整備等)

第十条の三 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、次条及び第十一条の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援並びに老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 市町村は、前項の体制の整備に当たっては、六十五歳以上の者が身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障が生じた場合においても、引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

(居宅における介護等)

第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

一 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。

二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護

る老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人デイサービスセンター等」という。)に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。

三 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人短期入所施設等」という。)に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。

四 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第五条の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。

五 六十五歳以上の者であつて、認知症(介護保険法第八条第十六項に規定する認知症をいう。以下同じ。)であるために日常生活を営むのに支障があるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生

活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第六項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

- 2 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

(老人ホームへの入所等)

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

一 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。

二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

三 六十五歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者(老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。

- 2 市町村は、前項の規定により養護老人ホー

ム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭(葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。)を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

(措置の解除に係る説明等)

第十二条 市町村長は、第十条の四又は前条第一項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

(2) 通報を受けた場合の適切な権限行使について

(報告の徴収等)

第十八条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令等)

第十八条の二 都道府県知事は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が第十四条の四の規定に違反したと認めるときは、当該

者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第五条の二第二項から第六項まで、第二十条の二の二若しくは第二十条の三に規定する者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により、老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターにつき、その事業の制限又は停止を命ずる場合(第一項の命令に違反したことに基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業の制限又は停止を命ずる場合を除く。)には、あらかじめ、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。

第十九条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第十七条第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十五条第四項の規定による認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームにつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。

第二十九条 有料老人ホーム設置者等に対する報告徴収、立ち入り検査、改善命令

成年後見制度に関する法令・通知等

■ 老人福祉法

(審判の請求)

第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

■ 知的障害者福祉法

(審判の請求)

第二十八条 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

■ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

(審判の請求)

第五十一条の十一の二 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

■ 民法

(後見開始の審判)

第七条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

(保佐開始の審判)

第十一条 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができ

る。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。

(被保佐人及び保佐人)

第十三条 (略)

2 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

(補助開始の審判)

第十五条 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七条又は第十一条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。(補助人の同意を要する旨の審判等)

第十七条 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、第十三条第一項に規定する行為の一部に限る。

(保佐人に代理権を付与する旨の審判)

第八百七十六条の四 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

第八百七十六条の九 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求によって、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

■ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について

(平成一二年三月三〇日)

(障障第一一号・障精第二一号・老計第一三号)
(各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長あて厚生省大臣官房障害保健福祉部

障害福祉・精神保健福祉・老人保健福祉局老人
福祉計画課長連名通知)

民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第一四九号)、任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第一五〇号)、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第一五一号。以下「整備法」という。)及び後見登記等に関する法律(平成十一年法律第一五二号)が平成十一年一月二日八日に公布され、平成十二年四月一日より施行されることになるが、整備法において老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部が改正され、市町村による審判の請求に関する規定が設けられた。

今般、「成年後見制度の創設に伴う厚生省関係法令の改正等について」において別途通知することとされていた市町村長の審判の請求における留意事項等について、左記のとおり定めたので、御了知の上、管下市町村にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 市町村における成年後見開始の申立事務
について

成年後見制度は、私法上の法律関係を規律するものであり、本人、配偶者、四親等内の親族等の当事者による申立に基づく利用に委ねることが基本となるが、判断能力が不十分な痴呆性高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立が期待できない状況にあるものについて、当事者による審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、これらの者に対する相談、援助等のサービス提供の過程において、その実情を把握しうる立場にある市町村長に対し、審判の請求権を付与することとしたものである。

こうしたことを踏まえ、市町村長の審判の請求を行うか否かの判断に当たっては、別添1及び別添2を参考にされたい。

また、判断能力が不十分な痴呆性高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立が期待できない状況にあるものについての権利擁護のための支援策としては、市町村長の審判の請求に基づく成年後見制度の活用のほか、地域福祉権利擁護事業の活用も考えられること、さらに、身寄りのない痴呆性高齢者等は、老

人福祉法第一〇条の四又は第一一条に基づく市町村の措置等の対象になりうることを申し添える。(任意後見契約が登記されている場合には、原則として当該契約が優先することになる。(任意後見契約に関する法律第一〇条))

なお、成年後見制度と地域福祉権利擁護事業との関係については、「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う地域福祉権利擁護事業の実施上の留意点について」(平成十二年三月三〇日社援地第一四号厚生省社会・援護局地域福祉課長通知)を参考にされたい。

2 市町村長の審判の請求における留意事項
等について

(1) (2) (略)

(3) 成年後見人等の候補者について

申立てに当たっては、適当な成年後見人等の候補者がある場合には、これを申立書に記載することが望ましいが、家庭裁判所は、成年後見人等の選任に当たって、

- ・成年被後見人等の心身の状態並びに生活及び財産の状況
- ・成年後見人等となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人等との利害関係の有無
- ・成年後見人等となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人等との利害関係の有無
- ・成年被後見人等の意見
- ・その他一切の事情

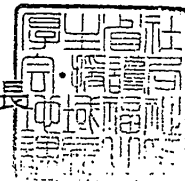
を考慮しなければならないこととされている。

市町村長の審判の請求の際に成年後見人等の候補者を申立書に記載する場合、例えば、痴呆性高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、社会福祉施設に入所しているものについては、当該施設の施設長や当該施設を経営する法人を成年後見人等とすることは本人にとって利益相反に当たる可能性があることに留意すること。

(4) (略)

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生省社会・援護局地域福祉課長



民法の一部を改正する法律等の施行に伴う
地域福祉権利擁護事業の実施上の留意点について

標記事業については、平成11年9月30日社援第2361号社会・援護局長通知に基づき行われているところであるが、先般、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）及び任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）等が公布され、平成12年4月1日より施行されることとなった。

については、地域福祉権利擁護事業の実施にあたって、当該制度の活用、連携が重要であるので、次の点に留意のうえ管下社会福祉協議会に対し指導方よろしくお取り計らい願いたい。

記

- 1 地域福祉権利擁護事業の実施主体に相談を行った者が、判断能力を著しく欠き本事業による支援計画を立てることができない場合、本事業の援助の内容だけでは本人が望む十分な援助ができない場合及び判断能力が著しく低下した後についても本人が援助の継続を希望する場合などにあっては、成年後見制度が有効に利用できるよう、成年後見開始の審判の申立権者への連絡、任意後見制度の紹介等を行う等、適切に対応すること。
- 2 判断能力を著しく欠き本事業の対象とならない者についても、成年後見制度により選任された成年後見人等を相手方として契約を締結することが考えられること。

成年後見制度にかかる市町村長申立てについて

■ 成年後見制度にかかる市町村長の審判請求規定

- ① 老人福祉法 第32条
- ② 知的障害者福祉法 第27条の三
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第51条の11の2

【 条文 】

市町村長は、六十五歳以上の者につき（知的障害者につき、精神障害者につき）、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

民法第七条	: 後見開始の審判
第十一条	: 保佐開始の審判
第十三条第二項	: 被保佐人の行為能力（保佐人の同意）
第十五条第一項	: 補助開始の審判
第十七条第一項	: 被補助人の行為能力（補助人の同意）
第八百七十六条の四第一項	: 保佐人への代理権付与
第八百七十六条の九第一項	: 補助人への代理権付与

■ 成年後見制度にかかる審判請求を行う市町村長の考え方

- 特別養護老人ホーム等の入所者で、措置制度により当該施設の所在する市町村以外の市町村から入所した高齢者について、老人福祉法第32条の規定に基づく法定後見の審判の申立が必要な場合、当該高齢者の親族の状況等は、一般的に措置を行った市町村長が、よりの確に把握できると想定されるので、原則として当該申立は、措置を行った市町村長が行うこととして取扱うことが合理的と考えられる。

なお、これによらず、施設所在地の市町村長が、必要に応じ、自ら申立を行うことをさまたげるものではない。

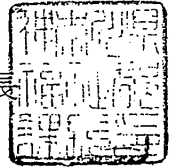
- 知的障害者については、更生援護の実施者である市町村長が審判申立を行うことを前提としているが、本人の状況をよく把握している市町村長が申立を行うことをさまたげるものではない。

高保第677号

平成16年2月9日

各市町村高齢者保健福祉担当課長 殿

神奈川県福祉部高齢者福祉課長



老人福祉法第32条の規定に基づく後見開始の審判の請求の取扱い
について（通知）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の規定に基づき市町村長が行う民法第7条に規定する後見開始の審判の請求（以下「後見開始の審判の請求」という。）について、次のとおり取り扱うことが適切と考えますので通知します。

- 1 特別養護老人ホーム等の入所者で措置制度により当該施設の所在する市町村以外の市町村から入所した者について後見開始の審判の請求が必要な場合は、一般的に措置を行った市町村長が当該高齢者の親族の状況等をよりの確に把握できると想定されるため、原則として措置を行った市町村長が請求を行うことが合理的と考えられる。
- 2 上記1の取扱いは、施設所在地の市町村長が必要に応じて自ら後見開始の審判の請求を行うことを妨げるものではない。

問い合わせ先

運営指導班 岡田

電話 045-210-1111 内線 4750

老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ & Aについて

平成12年7月3日 事務連絡

都道府県

各指定都市老人福祉担当課（室）長あて

厚生労働省老健局計画課長通知

中核市

老人福祉法第32条に基づく市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判等（以下「法定後見の開始の審判等」という。）の請求及び介護予防・生活支援事業のメニューとして新たに追加された「成年後見制度利用支援事業」に関するQ & Aを別紙のとおり作成いたしましたので、ご参考までに送付いたします。

なお、本件については、法務省と協議済みであることを念のため申し添えます。

（別紙）

Q 1 法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行う場合、対象となる者に係る情報をどのように把握するのか。

老人福祉法において、市町村長に法定後見の開始の審判等の請求権を認めた趣旨は、身寄りのない痴呆性高齢者など、親族等による法定後見の開始の審判等の請求が期待できない者についての法定後見制度の利用の支援を目的としたものである。

高齢者福祉サービスについては、介護保険法に基づくサービスの利用が基本であるが、高齢者の実態等、「老人の福祉に関し必要な実情の把握」については、引き続き住民に最も身近な自治体である市町村が行うこととされており（老人福祉法第5条の4第2項第1号）、高齢者の実態を最もよく把握している市町村が、通常の業務の中で把握している情報をもとに請求の必要性を判断することを想定しているものである。

（参考） 法定後見の開始の審判等の請求に当たって、本人が任意後見契約を締結しているか否か等について調査することは、市町村長の職務上必要な場合に当たるので、後見登記等に関する法律第10条第5項に基づき、同条第1項の登記事項証明書の交付を無料で請求することができる。

Q 2 市町村長は、どういった場合に、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて行うことが想定されるのか。

老人福祉法第32条にいう「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」とは、本人に4親等内の親族がなかったり、これらの親族があっても音信不通の状況にあるな

どの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合について、審判の請求を行うか否かを検討することになるものと考えられる。

具体的に想定される事務の流れについては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年3月30日付け障障第11号、障精第21号、老計第13号）を参考にしていきたい。

Q 3 法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行う場合、後見、保佐又は補助の3種類のいずれについて請求を行うべきかをどのように判断すればいいのか。

市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて法定後見の開始の審判等の請求を行う場合に、本人のためにいずれの種類の請求（申立て）を行うべきかについては、民生委員や福祉関係者等本人の生活状況を把握しうる者からの情報に基づいて市町村長が判断することになる。

なお、申立てにより開始された家庭裁判所の審理の過程において、本人の精神の状況の鑑定結果等に基づき、当初の申立ての趣旨を他の類型に変更する必要がある場合がある。

Q 4 本人に4親等内の親族がある場合、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行うことは制限されるのか。

Q 2 のとおり、4親等内の親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により、本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にありながら、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことを期待することができない場合であって、かつ、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合には、市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて家庭裁判所に対する請求を行うことも考えられることから、4親等内の親族があることのみをもって一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではない。

ただし、市町村長が請求を行うか否かを検討するに当たって、4親等内の親族がある場合には、当該親族との間で本人の保護のために必要な法的手続きについて調整する必要があることに留意されたい。

Q 5 法定後見の開始の審判等の請求を市町村長が行った場合の費用については、市町村長が負担しなければならないのか。

市町村長が請求を行った場合における家事審判の手続費用に関しては、原則として申立人の負担とされているが「特別の事情」（非訟事件手続法第28条）がある場合には、家庭裁判所は、申立人以外の「関係人」に手続費用の全部又は一部の負担を命ずることができるものとされている。この「特別の事情」とは、一般的には、費用を法定の負担者に負担させることが公平の観点から妥当性を欠くと見られる状況をいうものと解されている。

市町村長が申立人となる場合には、申立人自身の利益のためではなく、地域住民の福祉の観点から、地方自治体の長が専ら本人の利益のために申立事務を行うのであるから、家庭裁判所は、「特別の事情」がある場合に該当するとして、「関係人」としての本人等に手続費用の負担を命ずることができるものと考えられる。（具体的にどのような事案で費用の負担を命ずるかは、当該事件の家事審判官の裁量に委ねられている。）

したがって、市町村長は、家庭裁判所に対し、非訟事件手続法第28条の命令に関する職権の発動を促す申立てを行い、家庭裁判所が職権を発動すべきであると判断した場合には、費用負担命令を発することになると考えられる。

また、申立段階における手続費用の予納については、申立人である市町村長の事務であるが、上記の費用負担命令がされた場合には、その効果として、市町村長は、予納した手続費用について負担を命ぜられた本人等に対する求償権を取得し、当該費用を求償することになる。（なお、別添（成年後見制度利用支援事業に係る助成の考え方について）の1を参照されたい。）

（参考） 家事審判法第7条、非訟事件手続法第26条、第28条

Q 6 「成年後見制度利用支援事業」のうち、成年後見制度の利用に係る経費に対する助成の対象経費は、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び成年後見人等の報酬の全部又は一部とされているが、国庫補助の対象として具体的にはどのようなものを想定しているのか。

本事業の対象経費の具体的な範囲については、各市町村ごとに地域の実情に応じて判断し、参考単価を基に単価を設定すべきものであるが、一般的には以下のような範囲及び単価設定が想定される。

・ なお、助成の考え方については、別添を参照されたい。

（単価設定例）

○ 申立てに要する経費としては、

- ・ 申立手数料 1件につき600円
- ・ 登記手数料 4,000円
- ・ 鑑定費用 5～10万円程度
- ・ その他 郵便切手、添付書類に要する経費の実費

などが想定される。

○ 成年後見人等の報酬については、本事業は、あくまで介護サービスの利用を支援するものであることから、こうした趣旨を踏まえ、参考単価（在宅で28,000円、施

設で18,000円)を上限と考え、介護サービスの利用にかかる身上監護や金銭管理等に要する経費部分について、適切な単価設定を図りたい。

(別添)

成年後見制度利用支援事業に係る助成の考え方について

1 申立てに要する経費（申立手数料，登記手数料，鑑定費用等）について

- (1) 市町村は、家庭裁判所への法定後見の開始の審判等（以下「審判」という。）の申立てに先立ち、申立ての対象となる者の所得状況等を勘案しつつ、当該対象者が申立てに要する経費の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められること等の要件を満たすと判断した場合には、当該経費について市町村として立て替え払いを行うこと及びその額について決定する。
- (2) 市町村長は、審判の申立てに際し、申立ての対象者に関し成年後見制度利用支援事業に係る助成がされる見込みについて、申立てを行う家庭裁判所に情報提供する。また、市町村長は、申立てに要する経費の全部又は一部について申立ての対象者に負担させることが相当と考える場合には、審判の申立てと同時に、手続費用の負担を命ずる裁判（以下「費用負担命令」という。）についても併せて申し立てることとなる。その際、市町村長として把握している対象者の所得状況等について、申立てを行う家庭裁判所に情報提供する。
- (3) 家庭裁判所の審判及び費用負担命令を受けて、市町村は、その費用負担額について決定する。費用負担命令がされなかった場合には経費の全部が、経費の一部について費用負担命令がされた場合にはその残額が、審判の申立人である市町村の負担額となり、市町村の負担とされた額を国庫補助の対象経費とする。

* 上記の手続きにおいては、市町村長が審判の申立てを行う際に手続費用を予納する扱いとされているため、実際の金銭の流れとしては、家庭裁判所の費用負担命令が審判とともに確定した時点において、関係人（申立ての対象者等）が負担すべきものとされた額について市町村長が当該関係人に対して求償するという形をとることとなる。

2 成年後見人等の報酬に係る経費について

- (1) 成年後見人等の報酬について、成年後見制度利用支援事業による助成がされる見込みがある場合には、市町村は、家庭裁判所にあらかじめその旨の情報提供をするとともに、成年後見人等と連絡をとり、報酬付与の申立て又はその審判がされた場合には連絡を受けるよう取り決めておくものとする。
- (2) 家庭裁判所は、成年後見人等の申立てにより、成年後見人等の事務の状況を確認した上で、申立ての対象者の財産の中から成年後見人等に与える報酬額について審判をする。
- (3) 市町村は、成年後見人等から上記(1)の連絡を受けた上で、その時点での対象者の所得状況等を勘案しつつ、家庭裁判所が決定した報酬額の全部又は一部について対象者に助成する必要があると判断した場合には、助成額を決定し、成年後見人等とも連絡

を取った上で、対象者の銀行口座等に振り込む等の措置をとることとなる。その場合、助成を行った額を国庫補助の対象経費とする。

3 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動経費について

- (1) 「成年後見制度利用支援事業」は、介護保険制度の利用等の観点から、「成年後見制度」が今後さらに重要となってくることを踏まえ、その利用促進を図ることを目的とするものである。
- (2) そのような目的にかんがみ、上記1及び2に係る助成の他、広報・普及活動費用についても国庫補助の対象経費とされているところであり、この国庫補助を活用した上で、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布、高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催等に積極的に取り組むことが重要である。

障障発第0729001号
障精発第0729001号
老計発第0729001号
平成17年7月29日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

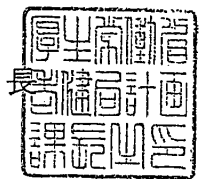
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長



老 健 局 計 画 課



「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村申立て」という。）に関しては、これまで、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年3月30日付け障障第11号、障精第

21号、老計第31号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知)において、市町村長は高齢者等の4親等以内の親族の有無を確認した上で市町村申立てを行う、この手続を例示として示してきたところである。

しかしながら、4親等以内の親族の有無確認作業が極めて繁雑であることも要因となつて、市町村申立てが十分に活用されていない状況にあった。このため、市町村申立ての手続の例示を下記のとおり見直すこととし、併せて、別添1及び別添2を別紙のとおり改めたので、御了知の上、管内市町村に周知を図られたい。

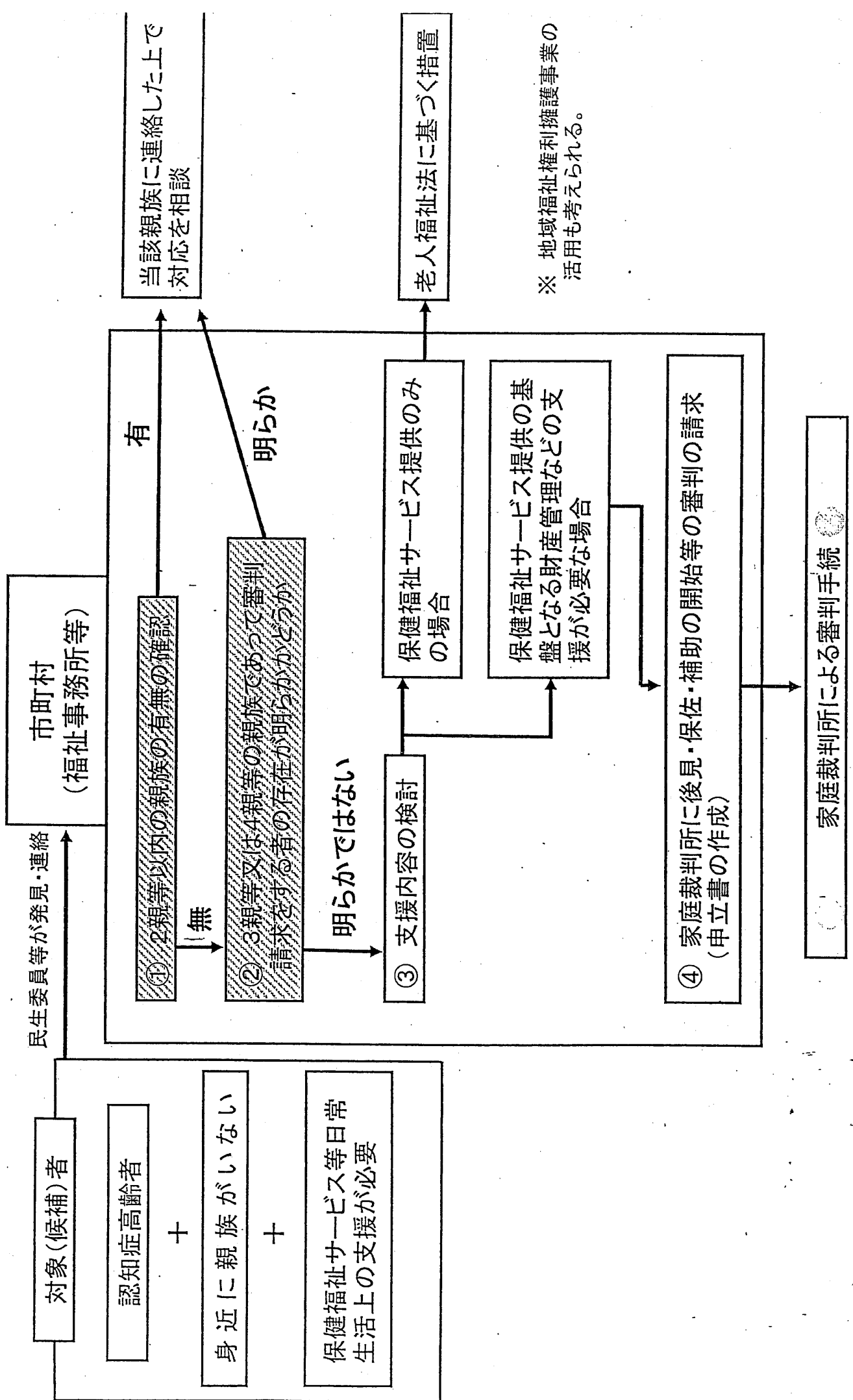
また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的助言として発出するものである。

記

- 1 市町村申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。
- 2 1の結果、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であつて審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村申立ては行わないことが適当であること。

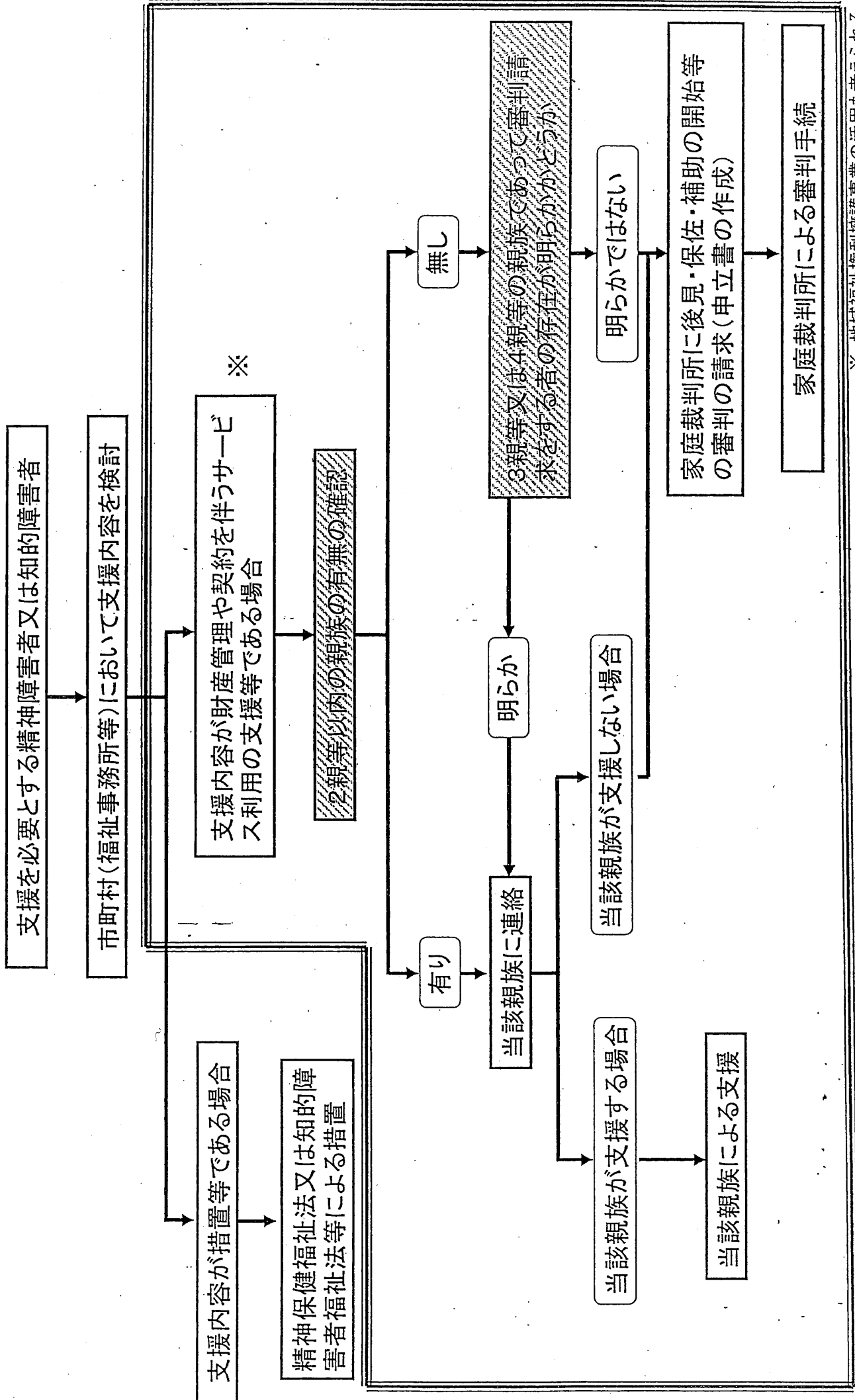
(別添1)

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者)



※ 地域福祉権利擁護事業の活用も考えられる。

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(精神障害者・知的障害者)



※ 地域福祉権利擁護事業の活用も考えられる。

事務連絡
平成17年7月29日

都道府県
各 指定都市 老人福祉担当課（室）長 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課長

「老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の
審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&A
について」の一部改正について

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年3月30日付け障障第11号、障精第21号、老計第31号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知）において、市町村申立てを行う際の手続の例示を示してきたところですが、今般、この手続の例示を見直すことに伴い、標記Q&AのQ2及びQ4を別紙のとおり改めましたので、ご参考までに送付いたします。

Q 2 市町村長は、どういった場合に、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて行うことが想定されるのか。

老人福祉法第32条にいう「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」とは、本人に2親等内の親族がない又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある場合であって審判の請求を行おうとする3親等又は4親等の親族も明らかでないなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合について、審判の請求を行うか否かを検討することになるものと考えられる。

具体的に想定される事務の流れについては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」(平成12年3月30日付け障障第11号、障精第21号、老計第31号)を参考にしていきたい。

Q 4 本人に2親等内の親族がある場合、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行うことは制限されるのか

Q2のとおり、2親等内の親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により、本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にありながら、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことを期待することができない場合であって、かつ、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合には、市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて家庭裁判所に対する請求を行うことも考えられることから、2親等内の親族があることのみをもって一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではない。

ただし、市町村長が請求を行うか否かを検討するに当たって、当該親族との間で本人の保護のために必要な法的手続について整理する必要があることに留意されたい。

<認知症高齢者>

成年後見制度利用支援事業について

- 1 事業概要 地域支援事業交付金の対象事業の一つ（介護保険法第115条の38）
- 2 事業の趣旨 介護保険サービスの利用の観点から認知症高齢者等にとって、成年後見制度の利用が有効と認められているにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して支援するものである。
- 3 事業内容
 - (1)成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施
 - ①成年後見制度を解説したパンフレットの作成・配布
 - ②高齢者やその家族等に対する説明会の開催
 - ③高齢者やその家族等に対する相談会の開催
 - ④後見事務等を廉価で実施する団体の紹介
 - ⑤その他成年後見制度の利用促進に資する事業
 - (2)成年後見制度の利用に係る経費に対する助成
 - ①利用対象者
次のいずれにも該当する者
 - a 介護保険サービスを利用し、または利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者等
 - b 市町村が、老人福祉法第32条等の規定に基づき、民法第7条、第11条、第14条第1項等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者
 - c 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者
 - ②対象経費
成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部
- 4 負担割合 20.25%
(負担割合:1号被保険者19%、国40.5%、県20.25%。市町村20.25%)
- 5 基準単価 特に示されていない
○地域支援事業全体として介護給付費の3%以内という上限が設定されている。
(ただし、平成18年度は2%、平成19年度は2.3%の範囲内)
- 6 その他 ※横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市も交付対象。
※介護保険制度の中で手当するため、対象者は40歳以上の被保険者となる。

＜知的障害者・精神障害者＞
成年後見制度利用支援事業について

- 1 事業概要 障害者自立支援法第77条
市町村地域生活支援事業の相談支援事業の一つ
- 2 事業の目的 障害者福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。
- 3 事業内容 成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成
- 4 対象者 障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

事務連絡
平成20年 3月28日

各都道府県 障害福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者が成年後見制度を利用することができる体制を構築することは極めて重要である。しかしながら、成年後見制度の利用については、利用者が増加しているものの、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進んでいないとの指摘を受けているところである。

今後、障害者の地域生活への移行を進めていく上で、相談支援事業者や民生委員、障害者の支援を行ってきた障害福祉サービス事業者等の地域の福祉関係者によるネットワークを構築するとともに、地域自立支援協議会において、権利擁護に関する部会を設置するなど、地域の実情に応じた体制整備を図ることが必要である。

このため、国としても、成年後見制度の利用を促進する観点から、本日、別途通知されたとおり、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を一部改正し、平成20年4月より、成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者を拡大することとされたので、貴管内市町村に周知するとともに、市町村に対する助言・援助をお願いしたい。

記

1 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者拡大

成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者については、市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に限定していたところであるが、平成20年4月より下記のとおり対象者を拡大する。

改	次のいずれにも該当する者
正	(ア) 障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者
前	(イ) <u>市町村が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求を行うことが必要と認める者</u>
改	(ウ) 後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者
後	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

2 市町村長による後見等の開始の審判請求

(1) 身寄りがない場合など、家族等による後見等の開始の審判請求が期待できない者については、市町村長申立てを行うことが有効であると考えられることから、補助事業対象の有無にかかわらず積極的な活用をお願いしたい。

(2) 市町村長申立てに当たっては、平成17年7月29日障障発第0729001号、障精発第0729001号、老計発第0729001号通知「「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について」により、従来、四親等以内の親族の有無を確認していたものを、四親等以内の親族の有無の確認作業が極めて煩雑であることも要因となって、市町村長申立てが十分に活用されてこなかったことから、二親等以内の親族の有無を確認すればよいこととしたところであるので、身寄りがない等の理由で成年後見制度を利用することができないことのないようお願いしたい。

3 障害者の権利擁護のための体制整備

障害者の権利擁護を図ることは極めて重要であるため、意思能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に対しては、成年後見制度に関する相談に応ずるとともに、家庭裁判所等との連携に努めること。

また、地域自立支援協議会に権利擁護に関する部会を設置するなど、成年後見制度の円滑な利用に向けて、地域におけるネットワークの構築に努めること。

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
相談支援係 大城、佐々木
TEL:03-5253-1111 (内線3149)
FAX:03-3591-8914
E-mail:sasaki-takayuki@mhlw.go.jp



事 務 連 絡

平成20年10月24日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局計画課長

成年後見制度利用支援事業に関する照会について

介護保険制度の円滑な推進について、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、成年後見制度利用支援事業につきましては、「地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発0609001号）」により実施されているところですが、今般、当該事業の補助対象について照会がありましたので別紙のとおり情報提供いたします。

また、貴管内市町村に対して周知していただきますようお願いいたします。



厚生労働省老健局計画課

予算係長 前田（3924）

予算係 田本（3925）

代表：03-5253-1111

(別紙)

問 成年後見制度利用支援事業において補助対象となるのは、市町村申立てに限るものなのか。

(回答)

成年後見制度利用支援事業の補助は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象となりうるものである。

当該事業は、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用ができないといった事態を防ぐことを目的としているものであり、補助事業として実施する事業名や補助対象経費の一例としては、以下のものが考えられる。

【事業例】

- ① 申立て費用、後見人報酬等に対する助成事業
 - ・登記印紙代、鑑定費用、後見人・補佐人等の報酬等
- ② 成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動
 - (1)パンフレットの作成・配布
 - ・印刷製本費、役務費、委託料等
 - (2)説明会・相談会の開催
 - ・諸謝金、旅費、会場借上費等

また、実施要綱に掲げる当該事業の名称・内容はあくまでも例示であり、当該事業は、地域の実情に応じて必要な支援を行うことを目的とする任意事業の一つであることから、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業である限り、市町村が創意工夫を活かした多様な事業形態での実施ができるような経費（「地域支援事業交付金の交付について」（交付要綱）に定める対象経費に該当するもの）が補助の対象となる。

**地域主体の権利擁護ネットワーク形成に向けて
～権利擁護相談事例集・資料編～**

平成22年5月発行

監修 内嶋順一（弁護士・あしすと相談事業推進委員会委員長）

鈴木敏彦（社会福祉士・和泉短期大学准教授・同委員会委員長代理）

編集 かながわ権利擁護相談センターあしすと

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内

（福）神奈川県社会福祉協議会 かながわ権利擁護相談センターあしすと

電話 045-312-4818 ファクス045-322-3559